

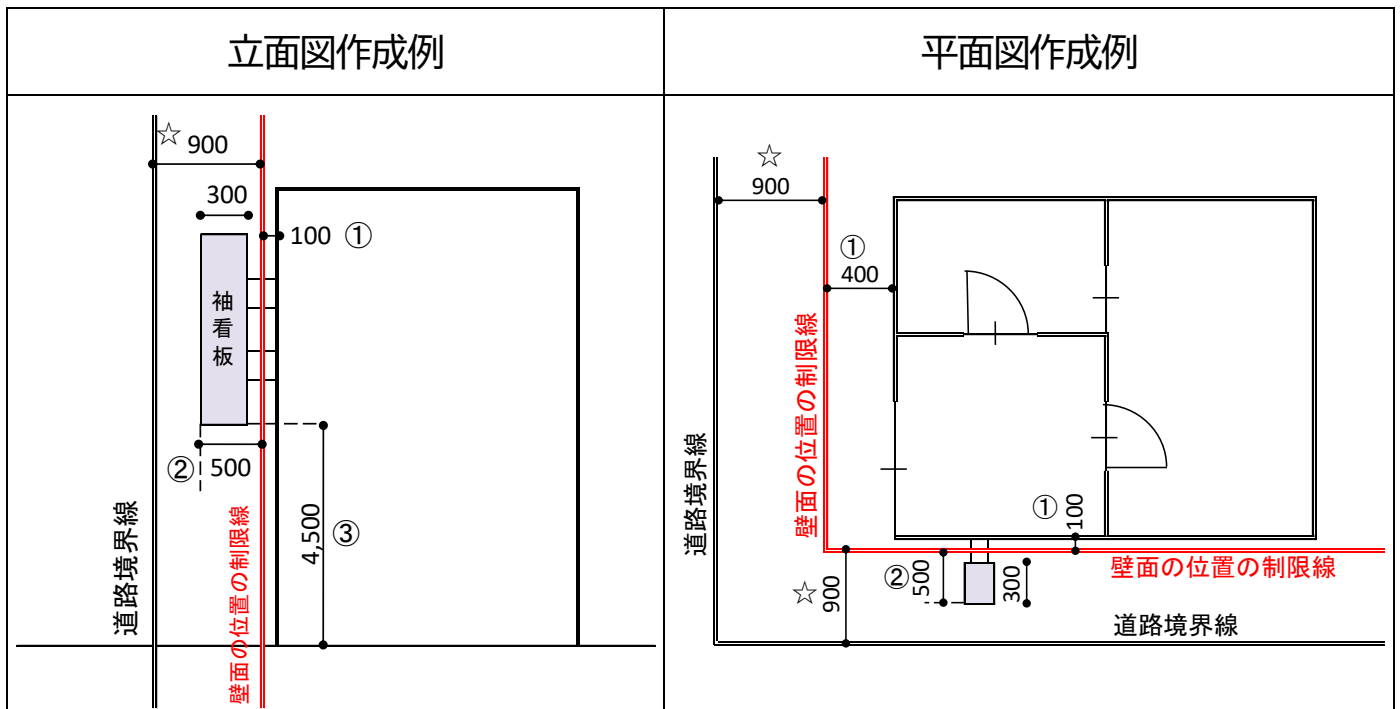
地区計画の届出—図面作成に関する注意点—

○必要な書類は「届出に必要な添付図書」一覧表をご覧ください

- ・届出の図面は「縮尺100分の1」の指定がありますので、それに合わせた用紙サイズをご用意ください。協議用の図面はA3版(縮尺は200分の1など、自由です)で結構です。
- ・立面図はカラー印刷をご用意の上、マンセル値を記載してください。
- ・屋外広告物の届出の場合は、配置図や平面図上で配置箇所を示してください。

○その他必要書類

- ・景観事前協議を行った場合は、景観事前協議終了印が押された協議書(副本)の写しをご用意ください。(地区計画の適合通知書の受け渡しまでに提出してください)



* 道路境界線から壁面の位置の制限までの空間(壁面後退区域)には、原則、建築物及び工作物は設置できません。(ただし書きを適用するものを除く)

壁面後退区域に建築物及び工作物が突出していないことがはっきり分かるように、①「壁面の位置の制限線から建築物の壁面等までの距離」を記載してください。

* また、ただし書きを適用し、壁面後退区域に建築物及び工作物を設置する場合は、②「壁面の位置の制限からの突出幅」や③「道路面からの高さ」を記載してください。

☆上記の図の数値はあくまで一例で、壁面後退距離は数種類ございます。また、大規模建築物においてはこの他に規制がかかることもありますので、必ず担当者へご確認ください。

- 東上野四・五丁目地区 御徒町駅周辺地区 に関して
地域整備第一課 TEL(03)5246-1368(ダイヤル・イン)
- 浅草六区地区に関して
地域整備第二課 TEL(03)5246-1366(ダイヤル・イン)
- 谷中地区に関して
地域整備第三課 TEL(03)5246-1365(ダイヤル・イン)